

市町村コード
202037
長野県
上田市

法人市民税領収証書 (公)

口座番号 加入者
00590-5-960024 上田市

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税割額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

様

電話番号

年度 ※処理事項 管理番号

事業年度 申告区分

年 月 日 から 年 月 日 まで その他()

Table with 5 columns: Category, Code, and 4 digits for amount. Rows include 法人税割額 (01), 均等割額 (02), 延滞金 (03), 督促手数料 (04), and 合計額 (05).

納期限 令和 年 月 日

領収日付印

上記のとおり領収しました。
(納税者保管)

市町村コード
202037
長野県
上田市

法人市民税納付書 (公)

口座番号 加入者
00590-5-960024 上田市

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税割額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

様

電話番号

年度 ※処理事項 管理番号

事業年度 申告区分

年 月 日 から 年 月 日 まで その他()

Table with 5 columns: Category, Code, and 4 digits for amount. Rows include 法人税割額 (01), 均等割額 (02), 延滞金 (03), 督促手数料 (04), and 合計額 (05).

納期限 令和 年 月 日

領収日付印

上記のとおり納付します。
(金融機関保管)

市町村コード
202037
長野県
上田市

法人市民税領収済通知書 (公)

口座番号 加入者
00590-5-960024 上田市

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税割額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

様

電話番号

年度 ※処理事項 管理番号

事業年度 申告区分

年 月 日 から 年 月 日 まで その他()

Table with 5 columns: Category, Code, and 4 digits for amount. Rows include 法人税割額 (01), 均等割額 (02), 延滞金 (03), 督促手数料 (04), and 合計額 (05).

納期限 令和 年 月 日

指定金融機関 八十二長野銀行 上田市役所出張所
取りまとめ局 ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター

領収日付印

上記のとおり通知します。
(上田市保管)

○納付場所

・上田市指定金融機関

八十二長野銀行

・上田市指定代理金融機関

信州うえだ農業協同組合 上田信用金庫

・上田市収納代理金融機関

三井住友銀行 群馬銀行(令和8年3月31日まで)

長野県信用組合 長野県労働金庫

ゆうちょ銀行・郵便局(長野・新潟県内に限る)

○指定金融機関名(取りまとめ店)

八十二長野銀行上田市役所出張所

○取りまとめ局

ゆうちょ銀行 長野貯金事務センター

口座番号:00590-5-960024 加入者:上田市

○延滞金の計算について

延滞金は、納期限又は申告納付期限が延長された法人に係る事業年度終了の日から2月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額が2,000円以上あるときは、その額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、年7.3%の割合にあっては、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。

平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

※期限後申告・修正申告・申告期限延長法人の延滞金については異なることがありますのでご注意ください。